

インドネシアで安全に暮らすために

I. 防犯上の心得について

II. 緊急事態への心構えと対処要領

平成11年3月

在インドネシア日本国大使館
在ジャカルタ日本国総領事館
ジャカルタ・ジャパン・クラブ

はじめに

1997年7月に発生したアジアの通貨危機の嵐は、瞬く間にインドネシアをも襲い、ルピア為替相場の急落により、未曾有の経済混乱とスハルト政権の崩壊をもたらしました。1998年1月から複数の都市で生活必需品の値上がりによる不満を持った群衆による暴動が発生し、華僑系商店が襲撃される事件が頻発しました。5月に入ると、インドネシア各地で連日学生デモが繰り返されるようになり、デモ隊と治安当局が衝突し、死傷者が出る事態となりました。そして、14日には、ジャカルタで大規模な暴動が発生し、多数の華僑の商店や住宅が放火、略奪にあい多数の死傷者や性的虐待被害者を出す事態となりました。この様な中、日本国外務省は、海外危険情報・危険度2「観光旅行延期勧告」を発出しましたが、事態は刻一刻緊迫した状況になりつつあったため、15日付で危険度3「渡航延期勧告」を発出し、17日には危険度4「家族等退避勧告」が発出されました。わずか4日間で危険度が2から4に引き上げられるという急展開でした。これに伴い、多くの在留邦人が緊急に国外に退避することとなり、17日より21日に亘り、日本航空及び全日空の臨時便並びに政府チャーター便の運行が行われ、約9,000人の在留邦人が帰国乃至近隣諸国に出国しました。

このような事態は、ある程度予想されたことではありましたが、かつてない体験であり、多くの在留邦人は、不安、恐怖、苛立ちの中で何日かを過ごすことになりました。この5月暴動は、私達に緊急事態への備えについて多くの教訓を残したのではないかと思います。経済情勢が依然困難な状態にある中で一般犯罪が増加・凶悪化する傾向にあることに加え、最近では、異なる人種・宗教間の対立等に端を発する社会騒乱が各地で散発的に発生しています。

このような社会不安が拡がる中、身の安全対策や危機管理対策を常日頃から頭に入れておくことが大切です。

この小冊子では、最近のインドネシアの治安情勢に対し、家族全員が念頭におくべき防犯上の一般的な心得を記すと共に、インドネシア暴動の体験を踏まえつつ緊急時への心構えと対処要領を記し、ご参考に供したいと思っております。日々刻々と変わる国際情勢、インドネシアの政治、経済、治安情勢、更に対日感情などの変化などを的確に把握し、緊急事態発生の可能性にも充分注意を払う必要があります。まずは、各人が「セルフ・ディフェンス（自分の身は自分で守る）」の心構えで生活することが大切です。

なお、不幸にして何らかの犯罪に巻き込まれた場合には、日本大使館またはジャカルタ日本国総領事館の他近くの各総領事館に御遠慮なく御相談下さい（大使館は24時間電話受理可能です）。

I. 防犯上の心得について

インドネシアにおいては、旅行者を狙った空港、レストラン、ホテル等における置き引き、窃盗事件が散発しており、特に昨年5月の暴動以降、物価高や不況により失業者が増え、街頭犯罪も顕著になっています。ジャカルタでは、邦人がタクシー強盗やパンク強盗の他押し込み強盗等の凶悪犯罪に遭遇する事件が発生しており、社会不安が拡がるに従って事件が増加していく傾向にあります。常に自分の身の回りに注意を払うことは海外生活の根本と言えますが、インドネシアではどのような点に注意を払うべきか。次のような点を心に留め置くことが必要です。

1. 安全対策の基本的な心構え

(1) 何よりも自分と家族の安全は自分達自らが守るとの心構えが基本。

インドネシア国内・外の政治、経済、治安状況及び対日感情などについて様々な媒体から情報が得られるようネットワーク作りに心掛ける。

(2) 我々外国人は、その職種の如何を問わず、受け入れ国であるインドネシアにおいて「お世話になっている」という気持ちを忘れないこと。

(3) インドネシア固有の文化・風俗や価値観を充分尊重した上で行動する。

(4) 平素より、隣人、会社従業員、使用人、運転手などインドネシア人との間のトラブルが生まれないように注意すると共に常に友好関係を築くよう心掛ける。

(5) 日本との違いを認識し行動する。現地での行動の三原則は、「目立たないこと」「行動のパターン化を避けること」「用心を怠らないこと」を心掛ける。

(6) 人前で叱ったり暴力をふるう等相手の尊厳を傷つけるような行動、感情的な言動は厳に慎む。特に最近、社会的不満に起因するフラストレーションが高まっており、些細なことが事件に発展することがあることを心得ておく。

(7) 精神衛生と健康管理に留意する。

2. 防犯の心得

過度に警戒心を持つ必要はありませんが、常に危険はどこにでも潜んでいるという意識をもって予防措置を講じることが肝要です。

因みに当総領事館で取り扱った日本人の事件・事故等援護件数は、1998年は80件87人となっています。最も多い被害は窃盗によるものですが、強盗、同未遂事件も増加の傾向にあります。特に旅券の紛失事件が目立っており、毎年100件余の届け出を受けています。また、ナイフによる殺人事件も発生しており、多少腕力に自信があっても、無用のトラブルを避ける等注意が必要です。犯罪を未然に防ぐために次のようなことを心得ておくことが必要です。

- (1) 住宅環境の整備として、夜間は、外灯などを点灯して死角をなくすようにする。ドア・窓は施錠可能なしっかりしたものとし、特に寝室などの扉や鍵を頑丈なものとする。開閉する主錠には、こじ開けや錠破りには強いシリンダー箱錠が最も適しているといわれます。施錠についての工夫が必要です。
- (2) 鍵は自ら保管し、就寝時・外出時には確実に施錠する。門・扉等は在宅中でも常に施錠につとめる。
- (3) 外から目立つようなところに高価なものは置かない。また、知らない訪問者は家の中に入れない。たとえ制服を着ていても警察官、警備員でも信用してはならない（誰々から依頼をうけて来たなどと言う例もあるので、その場合は依頼人に確認してみる）。
- (4) 警察官とか移民局の者だと称して来訪し、旅券や滞在許可（KITAS）、等の提示を求め、書類の不備等を指摘しつつ高額な金銭を要求するケースが散見されます。このような場合は、必ず相手の所属官庁名、役職名、電話番号を質すと共に後日回答する旨返事をし、事実を確認することが大切です。うっかり相手のペースに乗ってしまわないよう要注意。
- (5) 使用人の採用に当たっては、身元のはっきりした者を採用する。また、その際は身分証明書の確認を行う。
- (6) 使用人には、主人の許可なしに外部の人間を家の中に入れないよう十分に注意する。また、家の者の在宅を確認するような電話には答えないように日頃から注意しておく。
- (7) 不心得な使用人や解雇した使用人の手引きによる犯罪も多いことから充分注意する。特に長期間に亘り家を留守にするような場合は、知人、会社の同僚に定期的に見回りをしてもらうように頼んでおく。
- (8) 賊の侵入に気付いても身の安全を第一として対処する。鍵の掛かった部屋で賊の退散を待つか、電話で警察に通報する。強盗などが押し入ってきた際には抵抗せずに要求に応じる。
- (9) 繁華街、市場、デパート、空港、道路など人の集まる場所では、近辺に不審な人物がいないかに気を配る。派手な服装は避け、大金は持ち歩かない。また、支払いの時などに現金を人前で晒さないよう財布の取り扱いに注意を払う。
- (10) 車に乗ったら（タクシーの場合でも）必ずドアロックを施し、窓ガラスを閉め、一時停車をする際には気を付ける。また、貴重品を置いたまま車を離れないようにする。タクシーを利用する際には、ホテルで客待ちをしているものや電話で呼び出したものを利用する。
- (11) 車に乗っている時、誰かに尾行されていないか気を配る。また、車がパンクした場合、その場ですぐに停車せず、安全な場所まで移動して修理を行う。パンク強盗は、ジャカルタではメジャーな犯罪であることを忘れずに。

3. 災害・事故への対応

当たり前のことですが、インドネシアは日本ではありませんし、世界中の全ての国がそうであるように固有の問題を抱えております。例えば宗教、貧富の差等を背景として発生する地域的な暴動事件や一部の分離主義勢力によるテロ、暴動事件等は、日本人には余り経験のないものです。また、生活習慣の違いからくる「ちよっとうっかり」が事件になってしまうことがあります。日常生活の上で次のような点にも注意が必要です。

- (1) 自動車の運転は運転手に任せ自分ではしない方がよい。自分の乗っている車が事故に遭ったら、追突などの二次的事故が起こらないよう安全の確保を第一とし、その上で現場の保全を図る。
- (2) 衝突事故などの際、相手を刺激するような非難はしない。また、簡単にこちらから謝ってもいけない。昼間で人通りの多い場所であれば、事故の目撃者などの証人を探し、電話番号などを聞いておく。
- (3) 軽微な接触事故程度の被害であれば、血相を変えたり、相手を非難するなどせず、無用なトラブルを起こさないようにする。複数の同乗者があれば、当事者以外の方が病院、自宅、警察などへ通報する。また、相手との折衝は運転手に行わせ、直接加害者（被害者）との接触は避ける。折衝に際し身の危険を感じるような場合は早急に現場から離れる。
- (4) 警察官が現場検証して報告書に署名を求められた場合、内容をよく確認してからサインする。
- (5) 人身事故の加害者となった場合、周囲の状況を判断し、その後相手の傷害の程度を確認の上、必要に応じ緊急医療の手配を行うと同時に警察に連絡する。
- (6) 消火器を準備し操作を熟知しておく。火災が発生したら慌てずに消火に努め必要に応じ消防署に連絡する。
- (7) 高層住宅に居住する場合には、日頃より火災発生時の避難経路などの対応を確認しておく。

4. 安全にタクシーを利用するために

1997年及び98年にはタクシー強盗により、邦人が殺害される事件が発生しました。何れの事件も深夜路上でタクシーを拾い帰宅途上での事故でした。路上でタクシーを拾うことは避け、よく知られた信頼出来るタクシー会社のタクシーを利用するか、電話で呼び出したタクシーを利用するかの方法によることをお勧めいたします。また、乗るときには、タクシーナンバーとドライバーID、名前をメモにしておくことを忘れずに。

5. 旅行者に対する注意事項

当地を訪れる日本人が遭う犯罪被害の大半は、窃盗（スリ、置き引き）によるものです。ちょっとした注意で被害を未然に防ぐことができますので、次の点に注意して下さい。

- (1) 旅券の管理には細心の注意を払うこと。盗難または紛失した日本旅券の多くは、変造ブローカー等を通じて高額な値段で売買された後、先進各国への密入国等に不正使用されており、後日真正な名義人に思わぬ金銭的被害が及ぶことがあるばかりでなく、不測の事態が降りかかることも考えられます。旅券をズボンのポケット、アタッシュケース、セカンドバッグ等に入れて持ち歩くのは非常に危険です。また、車の中に放置した荷物の盗難ケースも多くなっています。平素は旅券のコピーを携行するように心掛けて下さい。
- (2) カードの偽造被害が増えています。各種支払い時にクレジットカードを使用する機会が増えていますが、これは支払い時にクレジットカードの磁気情報を記録され、購入した記憶のないものまで請求されるという事件です。クレジットカードで買い物をされる場合は、信頼のおける店で使用することは勿論ですが、目の前でカードが使われたことを確認することが大切です。例えば、店員が奥の方に行ってカード操作をするような不審な態度には注意が必要です。また、仮に間違った操作により書き損じが出た場合は、必ず間違った控え書を返してもらうようにすることです。
- (3) 空港やホテルで電話中や食事中、足下に置いた荷物を持ち逃げされるケースが多くなっています。手提げ鞆などから絶対目を離さないことです。ほんの一瞬の出来事により、予定通り帰国出来なくなってしまうたり、旅行日程を大幅に変更しなければならない事例が多くなっています。

6. 海外における誘拐対策

(1) 誘拐防止の心構え

海外での日本人誘拐事件については、1986年にフィリピンで発生した総合商社のマニラ支店長誘拐事件をきっかけとして関心が高まり、徐々に海外進出企業等関係者の間でその対策がとられてきましたが、その後も日本人の誘拐・拉致事件が続けて発生しました。最近でも、1996年8月にメキシコの米国境沿いの街ティファナで発生した邦人社長誘拐事件や、1997年8月にフィリピンで発生したマニラ建設会社事務所員誘拐事件、1998年9月にコロンビアで発生した邦人男性誘拐事件などがあり、内外で大きく報道されたことは御承知の通りです。

日本の経済力と国際的地位が高まり、多くの企業が海外に進出し、日本人が

世界の隅々でさまざまな行動を行うようになるにつれ、日本人はあらゆる意味で「目立つ存在」となり、今後これまで以上に日本人が海外で誘拐に遭うことが懸念されます。安全に気を付けるということは、金銭のみならず、時間的にも労力・手間の観点からも大変なコストがかかるものであるということを充分理解する必要があります。海外では、各人がまず「自分の身は自分で守る」の心構えで、場所ごとの誘拐の危険度に応じた対策をとることが重要です。

(2) 誘拐されないための注意点

何といたっても安全対策の基本は「個人の意識と努力」にかかっています。そして、危険度に応じた対策をとることが大切です。特に海外で安全に暮らすためには、「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」の三原則が重要です。また、危険の中には、平素の注意によって発生を未然に防ぐことが出来るものが少なくありません。例えば、危険な地域に近づかない、自宅やオフィス付近に不審なものや人物がいないか、不審電話が続いていないか、尾行されている形跡はないか、等の点に注意することによって、危険（誘拐や爆弾テロ）の前兆を掴むことが出来ます。更に、毎日の通勤経路や出勤・退社時間を変える等により狙われにくくする工夫が必要です。これまでに発生した誘拐事件の多くは、誘拐の前に何らかの兆候があったことがわかっています。日常生活において、誘拐対策を継続的に実行することは難しいのが現実といえますが、誘拐の兆候に注意しておく必要があります。

Ⅱ．緊急事態への心構えと対処要領

1998年5月、インドネシアで暴動が発生し、約9千人の在留邦人が臨時便やチャーター便で国外に退避したことは、私どもの記憶に生々しく残っています。そして、暴動の恐ろしさを実感すると共に危機管理の大切さを痛感したのではないかと思います。私どもは、これら多くの貴重な体験を教訓とし、今後の対応に役立てたいと考えます。

インドネシアの社会及び治安情勢については、これまで「総領事館からのお知らせ」等にて累次御案内しているところですが、政治、経済情勢は依然として困難な状態にあることから、一般犯罪も増加し、凶悪化していることが気がかかります。各地方都市でも暴動や略奪事件が頻発しています。1999年1月、マルク州アンボンで発生した事件にみられるような人種・宗教間の対立に端を発する騒乱が各地で散発する可能性もあり、今後の政治、経済情勢如何によって様々な動きが活発化するものと思われまます。在留邦人の皆様におかれましては、種々の緊急事態を想定して常日頃から備えておくことは、インドネシアで暮らす上での必要不可欠な心構えと言えるでしょう。ここでは5月暴動の体験を踏まえつつ、緊急事態に対処するための一応の基準と心構えを記しましたので緊急時には落ち着いて対処できるよう心掛けて下さい。

1. 外務省「海外危険情報」について

外務省は、旅行される国や滞在される地域の治安状況等を5段階の危険度に区分し、「注意喚起」「観光旅行延期勧告」「渡航延期勧告」「家族等退避勧告」「退避勧告」の5種類の「海外危険情報」を発出しています。

なお、各々の「海外危険情報」の趣旨は以下の通りです。

○危険度1「注意喚起」

渡航及び滞在に当たっては通常以上の特別な注意が必要とされ、必要な安全対策について注意を喚起するもの。

○危険度2「観光旅行延期勧告」

観光等を目的とする不急の渡航の延期を勧めると共に状況に応じた注意を払うことを勧める。状況により旅行者の出国を勧める場合もある。

○危険度3「渡航延期勧告」

全面的な渡航の延期を勧めると共に状況に応じた注意を払うよう勧める。状況により事情が許す者の出国を勧める場合もある。

○危険度4「家族等退避勧告」

退避、引き揚げに必要な準備を行うよう勧めると共に、家族等の事情が許す者に対しては、安全な国（地域）への退避又は本邦への引き揚げを勧めるもの。

○危険度5「退避勧告」

当地に滞在している全ての邦人に対して安全な国（地域）への退避又は本邦への引き揚げを勧めるもの。

2. 平素の心構え

5月暴動では電話回線やFAX回線がうまく機能したことが幸いしました。しかし、当初は各日本人会の緊急連絡網を使った連絡が円滑に稼働していましたが、状況が緊迫し海外危険情報の危険度が上がるにつれて出国する人が増えたため連絡網が寸断され、連絡が困難に陥りました。このような中でNHKの国際放送（テレビ・ラジオ）や大使館のFM放送に加え、大使館のインターネット・ホームページが多く利用されました。また、携帯電話も極めて有効に活用されました。

緊急事態において重要なことの一つは、様々な情報が乱れ飛ぶ中で、流言蜚語や情報操作等に惑わされないということです。このような場合、管轄の警察署、大使館（または総領事館）、日本人会等へ問い合わせる情報収集に努めて下さい。そして正確な情報に基づき冷静に行動して下さい。そのためには次のようなことを平素から準備しておくことが重要です。

(1) 「在留届」「帰国届」提出の励行

「在留届」の提出は、いわば外国で滞在する際の住民登録です。総領事館に必ず「在留届」を提出しておくと共に出来るだけ日本人会へ加入し、緊急連絡網により情報を入手出来るようにしておいてください。また、転居、転職、出生等による家族の異動事項が生じた場合は「記載事項変更届」を、帰国の際には「帰国届」を提出するようにしてください。

(2) 旅券等の保管

5月暴動の時には、滞在許可、出国・再入国許可取得手続き等のため、移民局に旅券を預けている方が多くみられました。このような方々は、総領事館で「帰国のための渡航書」の発行を受けて帰国しましたが、移民局への手続きは早め早めの対応を心掛けてください。また、常に旅券の有効期限が6ヶ月以上であることを確認しておくと共に、（数次）出国・再入国許可証、警察登録証明書（SKLD）、滞在許可証（KITAS）等は何時でも持ち出せるようにしておくことが大切です。なお、旅券の最終頁にある「所持人記載欄」は必ず記入し、旅券コピー、SKLD、KITAS各原本は常時携行することをお勧めします。

(3) 出国・再入国許可証の取得準備

長期滞在者は出国に際して、「滞在許可証」を管轄の移民局へ提出し「出国許可証（Exit Permit）」を取得しなければなりません。また、後日再入国する

ためには「再入国許可証 (Re-entry Permit)」も必要です。ただし、無査証で入国した短期滞在者の方は、「滞在許可証」取得手続きは必要なく、従って、出国の際「出国許可証」も必要ありません。

なお、緊急事態が発生し、移民局より「出国許可証」の取得が困難な場合は大使館に相談して下さい。

(4) オープンチケットの準備

5月暴動の際には、航空会社の発券カウンターにチケットを購入するための長蛇の列ができ大変混雑しました。タイミングの問題はありますが、オープンチケットの事前購入の大切さが再認識されました。また、状況が緊迫するような場合には、早めに予約を入れておくことをお勧めします。

(5) 金銭及び食料品の用意

状況が緊迫するようになりますと、商店や銀行が閉鎖されることを考えておかなければなりません。平素から国外退避のための外貨を準備しておくことは勿論ですが、出国の際には出国税100万ルピア、空港使用料として50,000ルピアが必要となるので忘れずに。また、状況によっては、外出が困難になることも予想されますので、10日間位生活出来る程度の食料の備蓄を心掛けてください。

(6) 家族のその日の行動を家族全員が把握しておくと共に、どこでも連絡がとれるよう家族にも携帯電話を用意しておくことをお勧めします。また、緊急連絡先表を忘れずに(携帯電話の充電器を自宅、勤務先の両方に置くと便利です)。

(7) 行動に便利な服装、着替え、履き物等の用意

(8) 短波ラジオ

状況の悪化によっては、NHKの短波放送により現地の治安状況が放送されるので、予め短波ラジオ(予備電池を含め)を購入し、日本語放送の周波数や時間を確認しておく。インドネシア国内では、短波ラジオの入手は難しいので、国外に出た際に準備しておくといいでしょう。

(9) その他の携行品

救急薬品、懐中電灯、タオル等

(10) 自動車は常に整備し、燃料は常時充分に入れておく。自動車を持っていない人は、自動車を持っている人に必要な場合同乗できるよう依頼しておく。

(11) 保険への加入

海外傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険に加入しておく。

3. 緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合の対応

(1) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合には、大使館及び総領事館は、ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)と緊密な連絡を保ちつつ、下記7.

の緊急連絡網及び大使館インターネット・ホームページにより邦人の皆様に随時情報の提供並びに必要な措置について連絡致しますので、平静を保ち、流言蜚語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれたりすることなく、冷静に行動して下さい。また、邦人相互間の緊密な連絡をとりつつ、情報を共有するよう努めて下さい。

- (2) 自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶか、または及ぶおそれがある時には、自宅待機、ホテル、各企業の決めた集合場所への避難を行い、管轄警察署に通報し救援を求める等適切な措置をとると共に、迅速、かつ詳細にその状況を大使館（総領事館）に通報して下さい。
- (3) 電話不通等の場合には、NHK海外放送（ラジオジャパン）で情報提供を行う場合もありますので、短波放送を聴取して下さい。

また、大使館もFM放送による情報提供を行うこととしていますが、開始時期については、緊急連絡網等により通報します。

4. 退避または出国等

- (1) 緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に居残り門を閉ざしている方が安全であることもあり得るので軽挙妄動は慎んで下さい。
屋外で銃撃が始まるような時には、窓の近くに寄らないで下さい。また、停電するとポンプが止まるのでバスタブに水を溜めておいて下さい。
- (2) 日本政府から退避勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引き揚げを行ってください。外務省は、原則として一般商業機が運航されている間に退避勧告を発出するので一般商業機で退避するようにして下さい。一般商業機が満席で座席確保が出来ない場合等にはチャーター便等によることとなります。また、退避手段としては政府専用機を含む自衛隊機の派遣が考慮されることもあります。
- (3) 事態が逼迫して大使館より引き揚げ又は退避のための集結を指示された場合は、指示された集結場所の内最寄りの場所に集結して下さい。
- (4) 引き揚げ又は退避のための移動に際し、国旗（日の丸）を使用する場合には、その使用が逆効果になることもありますので、出来るだけ大使館（総領事館）の指示を受けて下さい。
- (5) 退避する際には、貴重品は身につけて下さい。服装は肌の露出が少なく動きやすいものを、履き物は動きやすく丈夫なものを履くようにして下さい。また、両手が使えるようにしておいて下さい。貴重品、常備品等はナップザック等で携行し、荷物は最小限度にとどめて下さい。

5. 大使館（総領事館）への通報等

現場の状況を随時大使館（総領事館）へ直接または日本人会を通じて知らせて下さい。他の在留邦人の方々の貴重な情報となります。緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることが必要になります

6. 事前引き揚げ

各自または派遣元の会社の判断により国外または日本に引き揚げる場合には、その旨を必ず大使館（総領事館）に届けること。大使館（総領事館）への連絡が困難である場合は、日本の外務省邦人保護課

001-81（日本国番号）-3（都市番号）-3580-3311（代）

または、 -3581-4015（直）へ

通報するよう努力して下さい。

7. 緊急連絡網

大使館（総領事館）は、J J Cとの協力のもとに緊急連絡網を整備しています。基本的連絡網は下記の通りです。

(1) J J Cの法人部会加入会社連絡網

連絡網幹事会社による全法人部会会員をカバーするたこ足連絡網。ウィークデーは原則としてFAX、祭日、休日は電話連絡による。

電話により緊急連絡を受けたときには、メモを取り直ちに次の者に連絡する。不在の時にはその次の者に連絡し、最終者は各連絡系統の最初の者に報告する。

(2) 婦人連絡網

J J C加入の婦人部の幹事が中心となり構築した婦人電話連絡網。

(3) 日本人学校連絡網

J J Sの児童生徒の家庭への連絡網。

(4) ペイジャーによる伝達

法人部会加入の方々に希望によりペイジャーを購入してもらい連絡事項を伝達。

(5) ホテル連絡網

ジャカルタの主要ホテルに大使館（総領事館）より直接連絡する。

(6) 各地方日本人会への連絡網

バンドン、ジョクジャカルタ、ソロ、スマラン、パレンバン、ランポン日本人会を通じ連絡。

(7) その他

J J Cに加入していない会社、団体等については、別途作成した連絡網を通じ連絡。

8. 「インドネシアの治安情報」の入手方法について

治安の激しい悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、または発生の可能性が高まっていると判断される場合には、大使館（総領事館）から上記連絡網により連絡致しますが、右の他、次の方法により情報を入手出来ますのでご利用下さい。

●在インドネシア大使館 インターネット・ホームページ
<http://www.rad.net.id/eojind>（変更の予定有り）

●ジャカルタ日本人学校 インターネット・ホームページ
<http://www.cbn.net.id/commerce/jjs/>

●外務省邦人保護課
TEL：（03）3580-3311（外務省代表）
 （03）3581-4015（直通）
FAX：（03）3581-7209

●外務省海外安全相談センター
TEL：（03）3581-3749（直通）
 （代）（03）3580-3311（内線2901～3）

●海外安全テレフォンサービス
TEL：（03）3592-3940

●国別・海外安全情報FAXサービス
FAX：（03）3584-3300

●外務省インターネット・ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

●その他、成田空港（第1・第2ターミナルビル）の出発ロビーに「海外安全情報タッチビジョン」が設置されています。

●NHK国際放送については「別紙」をご参照ください。
最新の周波数表はNHKのホームページで入手できます。
<http://www.nhk.or.jp/rjnet>

緊急連絡先一覧表

1. 大使館・総領事館

(1) 在インドネシア日本国大使館

在ジャカルタ日本国総領事館

TEL：代表 (021) 324308

FAX：代表 (021) 3157156

(2) 在ウジュンパンダン日本国総領事館

TEL：(0411) 871030、872323

FAX：(0411) 853946

(3) スラバヤ日本国総領事館

TEL：(031) 5030008、5024677

FAX：(031) 5025872

(4) デンバサール駐在官事務所

TEL：(0361) 227628

FAX：(0361) 231308

(5) 在メダン日本国総領事館

TEL：(061) 531192

FAX：(061) 511447

2. ジャカルタ・ジャパン・クラブ (J J C)

TEL：代表 (021) 3150418、(直通) 3905722

FAX：(021) 325902、3150817

3. ジャカルタ日本人学校

TEL：小中学部 (021) 7454130

幼稚部 (021) 7800054

FAX：(021) 7454140

4. 警察・消防関係

(1) 警察/POLISI

(イ) ジャカルタ警視庁/Polda Metro Jaya

(ジャカルタ全域：24時間)

TEL：5234045、5234046、
5234558、5234239

(ロ) 南ジャカルタ警察署/Polres Jakarta Selatan

(ジャカルタ南部全域：24時間)

TEL：7206011、7206012、7206013

(ハ) クバヨラン・バル地区派出所/Polsek Metro Kebayoran Baru

TEL：7393234、7221637 (24時間)

(ニ) クバヨラン・ラマ地区派出所/Polsek Metro Kebayoran Lama

TEL：7203232 (24時間)

(ホ) スティア・ブディ・クニンガン地区派出所/Polsek Setia Budi, Kuningan

TEL：5250072 (24時間)

(2) 消防/PEMADAM

TEL：7694519 (ジャカルタ南部)

6311216 (ジャカルタ中央)

491063 (ジャカルタ北部)

8582150、8580588 (ジャカルタ東部)

5682284、5607323 (ジャカルタ西部)

(3) 救急車/AMBULANS

TEL：334030、687089

5. 一口メモ

- 強盗 PERAMPOKAN (プランポカン)
- 泥棒 PENCURIAN (プンチュリアン)
- 火事 KEBAKARAN (クバカラン)
- 暴動 KERUSUHAN (クルスハン)
HURU-HARA (フルハラ)

資料5 収集文献リスト

インドネシア国保安林機能回復計画 (S/W協議) 調査収集文献リスト

1. 法令

	文献名	著者/編者	発行年月日	形式	ページ数
1	Act of the Republic of Indonesia, Number 25 of 1999 ; Dated by May 19, 1999 Re Financial Proportion Between the Central Government and the Regional Administration	The Grace of God Almighty, the President of the Republic of Indonesia	May.1999	Compiled	50pp
2	Draft Final Rancangan Undang-Undang Tentang Kehutanan	Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia	Sep.1999	Copy	73pp.
3	Keputusan Direktur Jenderal Reboisasi Dan Rehabilitasi Lahan Nomor : 041/Kpts/V/1998 Tanggal : 21 April 1998	Departemen Kehutanan, Direktorat Jenderal Reboisasi Dan Rehabilitasi Lahan	Apr.1998	Compiled	129pp
4	Law of the Republic of Indonesia, Number 22 of 1999 on Regional Administration	The Grace of God Almighty, the President of the Republic of Indonesia	1999	Compiled	148pp
5	Penjelasan Atas Rancangan Undang-Undang Republik Indonesia Nomor Tahun 1999 : Tentang Kehutanan	Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia	Sep.1999	Copy	53pp
6	Rancangan Undang-Undang Republik Indonesia Nomor Tahun 1999 : Tentang Kehutanan	Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia	Sep.1999	Copy	34pp

2. 流域管理

	文献名	著者/編者	発行年月日	形式	ページ数
1	Biota Danau Dan Sungai Tondano : Tinjauan Tentang Kualitas Perairan	Prof. Dr. Ir. Bambang Soeroto, et. al.	Mar.1999	Copy	74pp.
2	Data Dasar Pencana Tehnik Lapangan Rehabilitasi Lahan Dan Konservasi Tanah DAS Tondano Buku I	Sub Balai Rehabilitasi Lahan Dan Konservasi Tanah Tondano	1998	Book	109pp.
3	Longitudinal Section View of Tanggari II, Hydro Electric Power Project	PT. PLN (PERSERO)	-	Pamphlet	11pp
4	Pelaksanaan GEMA SULUT Lestari Dan Pemasarakatan Penggunaan Em-4 (Bokashi) Periode Oktober-Nopember 1997	SubBRLKT Tondano, Kanwil Sulut, Departmen Kehutanan	Nov.1997	Compiled	27pp.
5	Penanganan Daerah Sekitar Danau Tondano ('Green Belt' Area)	BRLKT Wilayah X, Kanwil Sulut, Departmen Kehutanan	Mar.1997	Compiled	15pp.+10
6	Proposal Rehabilitasi Daerah Tangkapan Daerah Aliran Sungai(DAS) Tondano	BRLKT Wilayah X, Kanwil Sulut, Departmen Kehutanan	Sep.1996	Compiled	8pp.+16
7	Rencana Kerja Rehabilitasi DAS Tondano TA. 1997/1998-2001/2002	Kanwil Sulut, Departmen Kehutanan	Mar.1997	Compiled	30pp.+8
8	Rencana Operasional Pengelolaan Das Tondano	Universitas Sam Ratulangi	1999	Compiled	32pp

9	Rencana Teknik Lapangan Rehabilitasi Lahan Dan Konservasi Tanah Daerah Aliran Sungai Tondano : buku utama	BRLKT Tondano	Mar.1989	Compiled	169pp.+47
10	Statistik Pembangunan Direktorat Jenderal Reboisasi Dan Rehabilitasi Lahan Tahun 1997/1998	Direktorat Bina Program Jakarta	Jan.1998	Compiled	174pp.

3. 林業

	文献名	著者／編者	発行年月日	形式	ページ数
1	Company Profile PT Aerokarto Indonesia	PT Aerokarto Indonesia	-	Compiled	90pp
2	Company Profile PT Atlasbumi Semesta	PT Atlasbumi Semesta	-	Compiled	135pp.
3	Company Profile PT Tricon Jaya	PT Tricon Jaya	-	Compiled	146pp
4	Company Profile PT Tritunggalp. Konsultan	PT Tritunggalp. Konsultan	-	Compiled	237pp
5	Kehutanan Indonesia 1996/1997	Departemen Kehutanan		Copy	46pp.
6	Satastistik Kehutanan Dan Perkebunan Indonesia	Departemen Kehutanan Dan Perkebunan	Jan.1999	Book	126pp.
7	Statistik Perusahaan Hutan Tanaman Industri 1996	BPS Jakarta-Indonesia	Dec.1998	Book	135pp.

4. 社会経済

	文献名	著者／編者	発行年月日	形式	ページ数
1	Company Profile (NGO) Wanuata Waya	Wanuata Waya	1999	Book	25pp
2	Company Profile Budhi Cakra Konsultan	Budhi Cakra Konsultan		Book	60pp.+
3	Company Profile Pt. Ardes Perdana	Pt. Ardes Perdana		Book	75pp.+
4	Indikator Ekonomi	BPS Jakarta-Indonesia	Jul.1999	Book	135pp.
5	Minahasa Dalam Angka 1998	Badan Pusat Statistik Kabupaten Minahasa	Aug.1998	Book	455pp.
6	Sensus Ekonomi 1996 Hasil Pencacahan Lengkap Sulawesi Utara	BPS Prvinsi Sulawesi Utara	Feb.1998	Book	82pp.
7	Sensus Ekonomi 1996 Profil Perusahaan Tidak Berbadan Hukum Sulawesi Utata	BPS Prvinsi Sulawesi Utara	Dec.1998	Book	90pp.
8	Statistik Indonesia 1998	BPS Jakarta-Indonesia	Jun.1999	Book	594pp.

資料6 収集資料リスト

インドネシア国保安林機能回復計画（S/W協議）調査収集資料リスト

1. 地形図

	地名	シート名	縮尺	作成年	航空写真撮影年
1	Langowan	Lembar 2417-21	1:50,000	1991	1981-82
2	Sawangan	Lembar 2417-22	1:50,000	1991	1981-82
3	Manado	Lembar 2417-23	1:50,000	1991	1981-82
4	Bitung	Lembar 2417-24/33	1:50,000	1991	1981-82

2. 主題図

	主題図名	縮尺	作成年	データソース
1	Peta Erosivitas Hujan	1:50,000	1998/99	1991年地形図
2	Peta Index Panjang Dan Kemiringan Lereng	1:50,000	1998/99	1991年地形図
3	Peta Administrasi	1:50,000	1998/99	1991年地形図
4	Peta Bahaya Erosi	1:50,000	1998/99	1991年地形図
5	Peta Kelas Kelerengan	1:50,000	1998/99	1991年地形図
6	Peta Pola Aliran Sungai	1:50,000	1998/99	1991年地形図
7	Peta Tanah	1:50,000	1998/99	1991年地形図
8	Peta Unit Lahan	1:50,000	1998/99	1991年地形図
9	Peta Geomorfologi	1:50,000	1998/99	1991年地形図
10	Peta Penggunaan Lahan	1:50,000	1998/99	1991年地形図
11	Peta Arahkan Penggunaan Lahan	1:50,000	1998/99	1991年地形図
12	Peta Tingkat Bahaya Erosi	1:50,000	1998/99	1991年地形図